

○青梅市営共同利用工場条例施行規則

昭和57年4月1日規則第8号

改正

平成19年8月20日規則第19号  
平成25年3月29日規則第15号  
平成26年8月28日規則第17号  
令和2年3月31日規則第11号  
令和3年3月31日規則第10号  
令和5年2月10日規則第2号

青梅市営共同利用工場条例施行規則

（目的）

第1条 この規則は、青梅市営共同利用工場条例（昭和57年条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（使用者の公募）

第2条 青梅市長（以下「市長」という。）は、条例第5条の規定による青梅市営共同利用工場（以下「市営工場」という。）の使用者の公募を、市広報もしくは告示またはその両方の方法により行うものとする。

2 前項の公募に当たっては、対象となる作業室の数、規模、使用料、申込者の資格、申込期日等必要な事項を公表するものとする。

（使用申込書その他必要な書類）

第3条 条例第5条第1項の規定による市営工場の使用の申込みをしようとするものは、市営工場使用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書のほか、必要と認めるときは、次に掲げる書類を提出させることができる。

（1）決算書または確定申告書の控え

（2）納税等を証する書類

（3）前2号のほか市長が必要と認める書類

（抽せんの方法）

第4条 条例第7条第2項の規定にもとづき、抽せんを行う場合は、公開して行うものとする。

2 条例第7条第3項に規定する抽せんによりがたい実情とは、次の各号に定める場合をいう。

（1）すでに作業室を使用している者の業種およびその使用機械の状況等から、一定の業種につき隣接して使用することが不適当と認められるとき。

（2）前号のほか、市長が市営工場の有効利用のため、抽せんによりがたいと認めるとき。

（工場使用許可書）

第5条 条例第4条に規定する使用の許可は、市営工場使用許可書（様式第2号）による。

（連帯保証人の要件）

第6条 条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

（1）一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる世帯主であること。

（2）選挙権を有すること。

（3）市区町村税の年額1万円以上の納税義務者であつて、納期経過分を完納していること。

2 法人にあつては、前項に定める要件を有する代表者を連帯保証人の1人とすることができる。

（連帯保証人の負担すべき債務）

第6条の2 連帯保証人は、条例の規定にもとづき使用者が負担すべき一切の債務について、当該使用開始時の使用料として、条例第11条に定める額の36月分に相当する額を極度額として、使用者と連帯して負担するものとする。

（請書）

第7条 条例第9条第1項第1号の規定による作業室の使用許可を受けた者の提出する請書は、市営工場使用請書（様式第3号。以下「請書」という。）とする。

（使用の開始）

第8条 市長は、使用許可を受けた者が、条例第9条第1項に規定する手続を使用許可を受けた日から30日以内に完了しないときは、使用の許可を取り消す。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（連帯保証人の変更）

第9条 条例第9条第3項の規定により、使用者が連帯保証人の変更を届け出るときは、市営工場連帯保証人変更届書（様式第4号）による。

2 市長は、前項の連帯保証人の変更の承認をすときは、市営工場連帯保証人変更承認書（様式第5号）を交付する。

（使用期間の更新手続）

第10条 条例第10条第2項の規定により、使用者が使用期間の更新をしようとするときは、更新期日の6か月前までに市営工場使用更新申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、更新を許可したときは、市営工場使用更新許可書(様式第7号)により通知する。

(使用料変更の通知)

第11条 条例第12条の規定により、市長は使用料を変更しようとするときは、速やかに当該作業室の利用者に対し使用料を変更しようとする時期、その額等必要な事項を通知するものとする。

(使用料の減免)

第12条 条例第14条第1項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、市営工場使用料減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、減免を決定したときは、市営工場使用料減免決定通知書(様式第9号)により通知する。

(使用料減免の基準)

第13条 条例第14条第2項に規定する使用料の減免は、当該作業室の一部が使用不能の場合は、その一部の使用が可能となるまでの間、使用料の5割の範囲内の額を減額するものとし、作業室の全部が使用不能の場合は、その全部の使用が不能の間、その使用料を免除するものとする。

(使用料の徴収猶予)

第14条 市長は特に必要と認める場合には、前条の使用料の減免とあわせて、使用料の徴収猶予を行うことができる。

(使用権の承継申請)

第15条 条例第17条の規定により、市営工場の使用権を承継しようとする者は、市営工場使用権承継申請書(様式第10号)により申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、使用権の承継を承認したときは、市営工場使用権承継承認書(様式第11号)により通知する。

(造作、屋外表示物等の設置許可の基準)

第16条 条例第18条に規定する造作物等の設置の許可基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の事業活動に欠くことのできないものであること。
- (2) 他の利用者の事業活動を阻害しないものであること。
- (3) 工場の環境および安全性を損なわないものであること。
- (4) 建物本体の構造を変更し、または使用してはならない部分を使用しないものであること。
- (5) 関係機関の承認、許可等が必要なものにあつては、承認、許可等を得られるものであること。

2 前項の規定により、造作物等の設置または変更の申請をしようとする者は、市営工場造作物、屋外表示物等設置・(変更)申請書(様式第12号)により申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、設置を許可したときは、市営工場造作物、屋外表示物等設置(変更)許可書(様式第13号)により通知する。

(契約電力増加の基準)

第17条 条例第18条第3号に規定する契約電力増加の基準は、次のとおりとする。

- (1) 増加後の契約電力が、動力分にあつては布設済みの動力幹線の、電燈分にあつては布設済みの電燈線の電力の範囲内であること。
- (2) 電燈、動力の合計契約電力が50キロワット未満であること。

2 前項の契約電力の増加の申請をしようとする者は、市営工場契約電力増加申請書(様式第14号)により申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、契約電力の増加を許可したときは、市営工場契約電力増加許可書(様式第15号)により通知する。

4 第1項の規定にかかわらず、動力線および電燈線の布設がなく、自家用電力の布設が必要な作業室については、50キロワット以上の電力の布設をすることができる。この場合において、自家用電力の布設等に伴う諸費用については、当該作業室の利用者の負担とする。

(事業、住所、氏名等の変更届)

第18条 条例第20条の規定により、事業内容、住所、氏名等の変更の届出をしようとする者は、条例第17条の規定による使用権の承継の場合を除き、市営工場事業、住所氏名等変更届(様式第16号)により市長に届け出なければならない。

(身分証明)

第19条 条例第26条第3項の規定により、職員等が作業室に立ち入る場合の身分を示す証票は、市営工場立入検査証(様式第17号)とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第3条の規定は、昭和56年5月15日から適用する。

付 則(平成19年8月20日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年3月29日規則第15号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年8月28日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年3月31日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の青梅市営共同利用工場条例施行規則第6条の2の規定は、令和2年4月1日以後の使用許可にかかる債務の連帯保証について適用し、同日前の使用許可にかかる債務の連帯保証については、なお従前の例による。

付 則(令和3年3月31日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日以前の規程にもとづき作成された様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上、なお当分の間、使用することができるものとする。  
付 則(令和5年2月10日規則第2号)  
この規則は、公布の日から施行する。

(表面)

市 営 工 場 使 用 申 込 書

年 月 日

青 梅 市 長 殿

住 所

申 込 人

氏 名

(法人の場合は、名称および代表者名)

電 話 ( )

下記のとおり市営工場の使用を申し込みます。

記

1 使用場所

作 業 室	号室
そ の 他 ( )	

2 作業室で行う事業内容

3 添付書類 事業説明書、設備計画書、その他 ( )

特 事 記 項		受 年 月 付 日	※
------------	--	-----------------	---

(注) ※印欄には記入しないでください。

(裏面)

受付	審査	係長	課長

工場移転の理由（具体的に記入してください。）

--	--	--	--

現在地の状況	所有状況	面積	契約電力
	自己所有 賃貸 その他（ ）	㎡	KW

--	--	--	--

審査欄 ※

--	--	--	--

(表面)

市 営 工 場 使 用 許 可 書

使用許可する作業室	市営工場第 号室
所 在 地	青梅市今井3丁目4番地の15
使 用 期 限	年 月 日
使用者の名称氏名	

上記工場の使用を許可する。

については、青梅市営共同利用工場条例および同条例施行規則ならびにこれにもとづく指示事項を堅く守ること。

年 月 日

青梅市長

印

(裏面記載事項をよく読んでください。)

(裏面)

工場使用について御注意

- 1 入所するときは、担当課へ連絡してから入所してください。
- 2 許可を受けてから30日以内に使用手続を終了しないときは、使用許可が取り消されます。
- 3 使用の許可を受けたものは、他に使用权を貸与または譲渡することはできません。
- 4 次の場合には、使用者は別に市長の許可を受けなければなりません。
  - (1) 作業室に工作物、造作物を設置するとき。
  - (2) 工場の敷地内に工作物等を設置するとき。
- 5 使用者の責めに帰すべき理由によつて市営工場またはその施設を滅失またはき損したときは、使用者はこれを原状回復し、またはこれに要する費用を弁償しなければなりません。
- 6 次の費用は使用者の負担です。
  - (1) 使用者の責めに帰すべき理由による修繕の費用
  - (2) 電気、上水道および下水道の使用料
  - (3) 廃棄物の処理等に要する費用
  - (4) 市営工場施設の使用および維持管理に要する費用のうち、市長の指定する費用
  - (5) 前各号のほか市長の指定する費用
- 7 工場使用料を3か月以上滞納すると使用許可が取り消されます。
- 8 工場を返還するときは、3か月前までに明渡し届を出してください。明渡しの際は造作物等を自費で原状回復しなければなりません。
- 9 その他条例、規則に定める事項を遵守してください。

市 営 工 場 使 用 請 書

令和 年 月 日

青 梅 市 長 殿

作 業 室 番 号	市営工場第 号室
所 在 地	青梅市今井3丁目4番地の15
面 積	
使 用 料	

上記工場の使用許可を受け、使用を開始するに当たっては、青梅市営共同利用工場条例および同条例施行規則ならびにこれにもとづく指示事項を堅く守ります。

万一この条項に違反した場合その責任を負います。

使 用 者	本 籍 地		
	現 住 所		
	職 業 氏 名		(印)
連 帯 保 人	本 籍 地		
	現 住 所		
	職 業 氏 名		(印)
連 帯 保 人	本 籍 地		
	現 住 所		
	職 業 氏 名		(印)

市営工場連帯保証人変更届書

年 月 日

青梅市長 殿

入所者氏名

下記のとおり連帯保証人に変更を生じたのでお届けします。

記

入所者氏名	市営工場第 号室
-------	----------

(1) 連帯保証人を代える場合

変更を要する理由 (該当事項を○で囲んでください。)	1 死亡    2 転出    3 辞退 4 役員改選    5 その他 (    )
連 帯 保 証 人	
前連帯保証人氏名	新連帯保証人
	現住所
	氏 名 <span style="float: right;">㊦</span>
前連帯保証人氏名	現住所
	氏 名 <span style="float: right;">㊦</span>

この変更届の他に、新たに連帯保証人の連署した請書が必要です。

(2) 連帯保証人の氏名、住所、職業等に変更がある場合

変更事項 (該当事項を○で 囲んでください。) 氏名、住所、職業、その他	新	旧
--	---	---

市営工場連帯保証人変更承認書

年 月 日

作業室番号	市営工場第	号室
申請人 (使用者)		殿

青梅市長 印

年 月 日をもつて届出のあつた連帯保証人の変更については、これを承認します。

以上

(表面)

市営工場使用更新申請書

年 月 日

青梅市長 殿

住 所

申込人

氏 名

(法人の場合は、名称および代表者名)

電 話 ( )

下記のとおり使用期間の更新をしたいので申請します。

記

1 更新期間 年 月 日から

年 月 日まで

2 使用場所

作 業 室	市営工場第	号室
そ の 他 ( )		

3 作業室で行う事業内容

特 事 記 項		受 年 月 付 日	※
------------	--	-----------------	---

(注) ※印欄には記入しないでください。

(裏面)

受付	審査	係長	課長

現在の状況（経営状況等）

審査欄 ※

納付状況

使用状況

意見

(表面)

市営工場使用更新許可書

更新使用許可する作業室	市営工場第 号室
所在地	青梅市今井3丁目4番地の15
使用期限	年 月 日
使用者の名称氏名	

上記のとおり更新使用を許可する。

については、青梅市営共同利用工場条例および同条例施行規則ならびにこれにもとづく指示事項を堅く守ること。

年 月 日

青梅市長 印

(裏面記載事項をよく読んでください。)

(裏面)

## 工場使用について御注意

- 1 次の場合には、使用者は別に許可を受けなければなりません。
  - (1) 作業室に工作物、造作物を設置するとき。
  - (2) 工場の敷地内に工作物等を設置するとき。
- 2 使用者の責めに帰すべき理由によつて市営工場またはその施設を滅失またはき損したときは、使用者はこれを原状回復するかまたはこれに要する費用を弁償しなければなりません。
- 3 次の費用は、使用者の負担です。
  - (1) 使用者の責めに帰すべき理由による修繕の費用
  - (2) 電気、上水道および下水道の使用料
  - (3) 廃棄物の処理等に要する費用
  - (4) 市営工場施設の使用および維持管理に要する費用のうち、市長の指定する費用
  - (5) 前各号のほか市長の指定する費用
- 4 工場使用料を3か月以上滞納すると使用許可が取り消されます。
- 5 工場を返還するときは、3か月前までに明渡し届を出してください。明渡しの際は、造作物等は自費で原状回復しなければなりません。
- 6 その他条例、規則に定める事項を遵守してください。

市営工場使用料減免申請書

年 月 日

青梅市長 殿

作業室番号	市営工場第	号室
規定使用料	1か月	円
申請人	住所	
	氏名	

当該作業室は、下記の状況にありますので、使用料の減免をお取り計らい願いたく申請します。

災害の状況および減免を必要とする理由
※ 現地調査状況

(注) ※印は記入しないでください。

市営工場使用料減免決定通知書

年 月 日

作業室番号	市営工場第 号室
申請人 (使用者)	殿

青梅市長 印

さきに申請のあつた使用料の減免について、下記のとおり決定いたします。

記

減額 する作業室番号 免除	市営工場第 号室			
減額 する額(月額) 免除	割	合	金	額
	割		円	
期 間	年	月	日	月間
	年	月	日	
理 由				

## 市営工場使用権承継申請書

年 月 日

青梅市長 殿

作業室番号	市営工場第 号室
所在地	青梅市今井3丁目4番地の15
現使用者名称	㊦
変更者名称	㊦

下記の理由により、市営工場の使用権を承継したいので、許可くださるよう申請します。

## 記

現使用者と変更者の関係	
変 更 年 月 日	
理 由	
調査員意見	

市営工場使用権承継承認書

年 月 日

殿

青梅市長 印

下記のとおり市営工場の使用権の承継を承認します。

記

1 承継を承認する施設

市 営 工 場 番 号	面 積	使 用 期 限
市営工場第 号室	m <sup>2</sup>	年 月 日

2 承認の条件

- (1) 青梅市営共同利用工場条例および同条例施行規則ならびにこれにもとづく指示事項を堅く守ること。
- (2) 被承継人に属するすべての義務を同時に承継すること。

市営工場造作物、屋外表示物等設置(変更)申請書

年 月 日

青梅市長 殿

作業室番号	市営工場第 号室
所在地	青梅市今井3丁目4番地の15
申請人	

下記のとおり造作、屋外表示物、工場敷地内工作物の設置変更をしたいので、許可くださるよう申請します。

なお、作業室の返還および原状回復の指示があつた場合はただちに無条件で、かつ、自費をもつて原形に復します。

記

1 造作物等の設置の概要

2 理由および期間

3 添付書類

設計図または配置図等関係図面

市営工場造作物、屋外表示物等設置(変更)許可書

年 月 日

作業室番号	市営工場第 号室
申請人	殿

青梅市長 印

年 月 日付で申請のあった市営工場造作物、屋外表示物等設置(変更)の申請については下記により許可します。

記

- 1 造作物設置等については、申請書および設計図等のとおり実施すること。
- 2 青梅市営共同利用工場条例および同条例施行規則ならびにこれにもとづく指示事項を堅く守ること。
- 3 青梅市が工場管理の必要上原状回復を命ずる場合または工場を返還する場合は即時無条件で、かつ、自費で撤去原状に復すること。

市営工場契約電力増加申請書

年 月 日

青梅市長 殿

作業室番号	市営工場第	号室
所在地	青梅市今井3丁目4番地の15	
申請人		

下記のとおり東京電力株式会社との電力需給契約量を増加したいので、御承認くださるよう申請します。

なお、承認のうえは青梅市営共同利用工場条例および同条例施行規則ならびにこれにもとづく指示事項を堅く守ることを誓約します。

記

- 1 現在の需給契約電力（電圧、単相、三相の別）
- 2 増加後の需給契約電力（電圧、単相、三相の別）
- 3 変更の理由
- 4 関係図面

市営工場契約電力増加許可書

年 月 日

作業室番号	市営工場第 号室
所在地	青梅市今井3丁目4番地の15
申請人	殿

青梅市長 印

電力需給契約の増加を下記により承認します。

記

- 1 電力供給契約の増加に伴う供給設備の工事負担金その他の費用は、すべて申請人において負担すること。
- 2 青梅市が工場管理の必要上原状回復を命ずる場合は、即時無条件で原状に回復すること。
- 3 前項の結果生じた損害については、青梅市はその責任を負わない。
- 4 青梅市営共同利用工場条例および同条例施行規則ならびにこれにもとづく指示事項を堅く守ること。

市営工場事業、住所、氏名等変更届

年 月 日

青梅市長 殿

住 所  
届出人  
氏 名  
(法人にあつては、名)  
(称および代表者名)

下記のとおり(事業内容・住所・氏名・名称・代表者・その他( ))を  
更したので届け出ます。

記

1 変更内容

変更前

変更後

2 理由または原因およびその期日

3 添付書類

住民票または登記事項証明書その他事実を証する書面

(表面)

第 号	青梅市営共同利用工場条例第26条の規定による
市 営 工 場 立 入 検 査 証	
職 氏 名	
	年 月 日生
	年 月 日発行
	青梅市長 印

B 8

(裏面)

青梅市営共同利用工場条例(抜粋)

**第26条** 市長は、市営工場の管理上必要があるときは、使用者に事前に通知して、作業室に職員等を立ち入らせ、適宜の措置を講ずることができる。ただし、非常の場合等事前に使用者に通知することができないときは、事後速やかに使用者に報告するものとする。

2 前項の立入りおよび措置に対し、使用者は協力しなければならない。

3 第1項の規定により、職員等が作業室に立ち入る場合、職員等は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

---